

事務事業評価シート

(評価対象年度：令和元年度)

1. 基本的事項【PLAN】

①事務事業名		就労準備支援事業				②事業番号		4407		
③事業類型		2. 法上(任意)事業		④開始年度		平成 27 年度	⑤終了予定年度		年度 設定なし	
⑥根拠法令等		☒ 法令	☐ 条例	☐ 規則	☐ 要綱	☐ 計画等	⑦法令等の名称			生活困窮者自立支援法
⑦実施手法		☐ 直営	☒ 全部委託	☐ 一部委託	☐ 補助・負担	⑧その他				
⑧関連予算科目コード		款 3		項 1		目 1		細目 10		
⑨担当部名		健康福祉部		⑩担当課名		生活福祉課		会計 一般会計		

2. 事務事業の現状把握【DO】

【1】事務事業の目的・事業内容

(1)対象(誰、何に対して事業を行うのか)		対象指標(対象者数を表す指標)		単位	
①生活困窮者自立支援事業の相談支援の対象者で、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者		①就業が困難な生活困窮者		人	
②					
(2)事業内容(具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか)		活動指標(活動の量を表す指標)		単位	
雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業である。		①支援対象者数		人	
		②			
		③			
(3)意図(対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか)		成果指標(意図の達成度を表す指標)		単位	
引きこもりなどが原因で、就業が著しく困難な生活困窮者に対して、生活自立、社会自立、就労自立など、相談者に応じて必要な知識及び能力の向上のために訓練を行い、就労することを目標にしている。		①就労者数		人	
		②計算式			
		③計算式			
(4)結果(対象を意図する状態にすることで、何に結びつくか。上位施策との関連)		総合計画体系上の位置付け			
就労し、自らの収入で生活をする。		政策(章)		2: みんなが健やかで、みんなが助け合うまち	
		施策大(節)		3: みんなで支えあう福祉のまちをめざします	
		施策中		4: 生活困窮者福祉の充実	
		施策小		3: 就労・支援体制の充実	

【2】各種指標値、事業費の推移

	指標名	単位	H29実績	H30実績	R1実績	R2見込	R3目標	指標値の推移における 特殊要因などの説明
対象指標①	就業が困難な生活困窮者	人	2	7	13	—	—	
対象指標②								
活動指標①	支援対象者数	人	2	7	13	—	—	制度の周知が進んだことにより支援対象者数を多く掘り起こすことができた。それに伴う支援対象者数の増加が見受けられる。
活動指標②								
活動指標③								
成果指標①	就労者数	人	0	3	4	—	—	
成果指標②								
成果指標③								
事業費	投入人員							
	正職員	人	0.07	0.07	0.11	0.11		
	任期付職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00		
	臨時職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00		
	事業費							
	人件費(投入人員*単価)	千円	562	567	848	848		
	直接事業費	千円	8,026	7,940	7,852	7,973		
	総事業費	千円	8,588	8,507	8,700	8,821		
財源内訳	国庫支出金	千円	3,984	5,386	5,234	5,316		
	府支出金	千円	0	0	0	0		
	受益者負担金	千円	0	0	0	0		
	その他特定財源	千円	0	0	0	0		
	一般財源	千円	4,604	3,121	3,466	3,505		

【3】事務事業開始の経緯、状況の変化、評価結果への対応

①この事業を開始したきっかけは何か。	生活困窮者自立支援法が平成27年4月1日から施行されることに伴い、福祉事務所設置自治体任意事業であり、就労自立への支援として必要であるため。
②開始から現在までこの事務事業を取り巻く状況は、どのように変化したか。また、今後どのように変化していくと考えられるか。	生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立が図れる。
③前年度の評価結果を受けて行った改革・改善の取組はあるか。	支援に協力してくれる事業所、団体へのさらなる周知広報を行った。 (チラシ・ポスターの掲示依頼、関係機関の会議へ出席し事業の広報、イベントでのチラシ・ポケットティッシュの配布)

3. 事務事業の評価【CHECK】

〔1〕目的妥当性(必要性)

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

〔1〕の評価

A

評価項目	評価及び理由・説明等	
①事務事業の意図すること(目的)は、上位施策(施策小)の達成に貢献しますか。	ア. する イ. ある程度 ウ. しない	生活保護に至る前段階の困窮者に対し、就労に就くための知識及び能力の向上のための訓練を実施し、就労自立の助長をはかる。
②税金を使って達成する目的ですか。 (市が関与する必要がありますか、市民(特に納税者)の納得が得られますか。民間に類似サービスはありませんか。)	ア. はい イ. ある程度 ウ. いいえ	福祉事務所設置自治体任意事業であり、就労への支援として必要である。
③対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。 (他団体と比較してどうですか。)	ア. 合っている イ. ある程度 ウ. いない	生活困窮者自立支援事業の相談支援の対象者で、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者。
④事務事業を休止・廃止した場合、市民生活(あるいは上位施策)への影響はありますか、ある場合それは大きいですか。	ア. 影響がある イ. ある程度 ウ. ない	本事業がなければ、生活保護に至る前段階のひきこもりや長期離職者へ対しての支援が行えない。

〔2〕有効性

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

〔2〕の評価

A

⑤期待どおりの成果が得られていますか。	ア. 得られている イ. ある程度 ウ. いない	就労準備支援を実施した結果ひきこもりだった対象者を、就労訓練事業(中間的就労)につないだ例がある。
⑥今後事務事業を工夫することで成果向上の余地はありませんか。 (事務事業の成果指標をさらに伸ばすことができませんか。)	ア. ある イ. ない	受け入れ先企業の開拓により、さまざまな職種の職場体験などが可能となり、就職のための能力向上につながる。
⑦庁内の他部署で、類似の目的を持つ事務事業はありませんか、それらと統廃合や連携を行うことで、より成果を向上できませんか。	ア. 類似なし イ. できる ウ. できない	本事業は、生活保護に至る前の困窮者に対する支援を行う事業であり、他の事業や制度で代用することは困難である。

〔3〕効率性

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

〔3〕の評価

A

⑧成果を下げずに事業を工夫してコスト(直接事業費+人件費)を削減する手法はありませんか。 (業務改善、業務の委託化、委託業務内容の見直し、IT化などではありませんか。)	ア. ある イ. ない	業務委託にて実施している。
⑨受益者負担の適正化余地はありませんか。 (歳入確保はできませんか。)	ア. ある イ. ない	経済的困窮者に対しての支援であり、受益者負担は望めない。

4. 総合評価

総合評価	評価(A～D)	個別評価の結果を踏まえて課題等を整理	A: 現状のまま事業を進めることが適当 B: 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 (事業の進め方に改善が必要) C: 課題が多くあり事業の大幅な見直しが必要 (事業規模、内容、実施主体の見直しが必要) D: 事業の統合、休止・廃止の検討が必要
	A	—	

5. 改革、改善案【ACTION】

<今後の方向性>

ア	ア. 現状のまま継続 イ. 見直しのうえで継続 ウ. 終了 エ. 休止 オ. 廃止	↓ (年まで) (年から) (年から)
	<今後の展開方針> - 重点化する(集中的なコスト投入) - 手段を改善する(実施主体や実施手段を変える) - 効率化する(コストを下げる) - 簡素化する(規模を縮小する) - 統合する(他の事務事業と統合する)	
①改革、改善の具体案、実施年度など		生活困窮者自立支援法附則第2条に「政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」と規定されている。(法施行は平成27年4月1日)
②改革・改善を実現するうえで、解決すべき課題及び考えられるその解決策		—